『"まちなかのみどり"アクションプログラム』素案へのパブリックコメント結果と対応

2013.2.27 プロジェクトみどり事務局

プロジェクトみどりで2年間かけ検討した『"まちなかのみどり"アクションプログラム (行動計画)』素案について、市役所 (支所を含む)・みのお市民活動センターの窓口で配布するなどしてパブリックコメント (ご意見・ご提案) の募集を、平成25年1月中旬~2月24日まで行いました。

その結果、8人から7通の貴重なご意見・ご提案が出されました(うち、2人による共同提出が1通)。その概要とそれへのプロジェクトとしてのコメント(『アクションプログラム』での対応を含め)を示します。

1. Aさんのご意見・ご提案

ご意見・ご提案 (概要)	コメント (対応)
【自治会による緑花活動】	○ 自治会又はその構成員に地域の緑花を義務づけるのは、確かに適切ではありません。
(街の緑花について)自治会に頼るのはうまくいかない。住民の自由性(自発性)を尊重するやり方がよい。	しかし、自治会が呼びかけて、地域の緑花に取り組む部会などを設ける方法はうまくいくケースがあるようです。また、役割分担として「最初はやや義務づけても、取り組む中で関心や愛着が高まってくる」という意見もあります。
【高齢化と緑花グループ】	○ 同様の問題は、市民活動全体に存在します。せっかく始めた活動ですから、継続することが望まれます。
高齢化で緑花グループの継続が難しくなって	組織として後継者問題を常に話題にし、リーダーが権限委譲に努めることなどが大切でしょう。
いる	女性や青年などの部会を設け、その自主運営を保障することも有効なようです。

2. Bさんのご意見・ご提案

ご意見・ご提案 (概要)	コメント (対応)
【眺望ポイント・眺望施設】P3-8 箕面のまちなみ(みどりの分布など)を眺望 するポイントを設定し、できれば眺望施設を作 る。 〈眺望ポイント例〉 半町 市墓園/箕面自由学園横(豊中市)/箕 面墓地公園/松出公園/平和台/五藤池堤防 等	 ○ この問題は、「山なみが眺められるまちづくり プログラム」の中でかなり述べています。 山なみの景観アセスメントの立場から市が定め たビュー(眺望)ポイントが既にあるのですが、 その拡充や市民へのPRなどが大切です。 また、そうした場所に、ミニ公園など適切な「眺望施設」があればいいので、その点を追加します。
【小規模公園の活用】P 3-3 箕面に多くの公園がある。しかし、開発公園 は規模も小さく、利用者も少ない。ここに樹木 を育てて樹下を憩いの場にしてはいかが。	 ○ 公園の魅力アップによる活用がこれからの大きな課題で、その重要な方向の一つを示していただいています。 地域住民による「「公園クラブ」の普及(公園の魅力アップ・システム)」を進める中などで、実現を目指します。 ○ なお、同ページの「シンボルツリーの保全・普

3. Cさんのご意見・ご提案

ご意見・ご提案 (概要)

【坊島の田園地帯の保全】P 2-5 (関連 P 3-7)

「みどりの田園地域の保全・継承」について、 やむをえず市街化とありますが、地権者に市街 化は得策でないと意見したいです。

具体的には 坊島の田園です。

- 1. 地下鉄が延伸すれば、(農家が) 田園を手放そ うとしているようですが、周辺の住環境が変わ るので迷惑します。
- 2. 田園がなくなると、箕面鍋田川の蛍や川沿い の野草も飛来する野鳥もいなくなり、散歩の感 動価値が大幅に低下します。
- 3. 萱野中央にアクセスする道路が東から延びてきて、騒音・振動・排気ガス臭が周辺に悪影響します。

田園を保持すれば大家なりとまではいかなくとも、地権者が将来希望を最低限度もてる少々の収入あるようなトラスト農作業&水利維持制度をつくればいいと思います。

コメント (対応)

- 坊島の田園地域は「市街化区域」で、現在、宅 地化へ向け土地区画整理事業などを行うかどうか の検討が農家(農地所有者)を中心に行われてい るようです。
- 今までは、この地域には市街化区域の中で農業 経営を保障する「生産緑地」が多くあり、農家の 間には農業意欲や農地保全の意向があったようで すが、今回、果たして農業の継続などの方向が出 るかどうかは分かりません。
- もしこの地域を都市化する場合には、できるだけ"農"との共生型・自然共生型の"みどり豊かな地域"になることが望ましいと考えます。

なお、この問題は P3-7 の (田園風景と環境の 保全と活用) の末尾でも触れています。

- いずれにしても、周辺の非農家の住民等へも説明などが適切になされることが大切です。
- こうした視点から、"まちなかのみどり"のコーディーネート組織は、周辺住民などからの意見が出されれば調整に努める立場です。

4. Dさんのご意見・ご提案

ご意見・ご提案 (概要)

【学校・園の緑化・みどり教育】P3-4、P3-10

- 1. 学校(小・中学校)の位置づけ:
- 1) 小学校校庭の芝生化についての評価・方針が、 明確には読み取れません。

この活動は「費用・労力」対「効果」が評価済みであればその結論を1-1 "まちなかのみどり"の状況などで記述して、「アクションプログラム」としての今後の方針を示唆してもよいのではないでしょうか!

P3-10「②広場の芝生化・・」の[内容]は上の評価を反映しているのでしょうか?

2) (P3-4) ⑤学校・園ごとの"みどり"への取り 組みの促進

[ねらい][内容]共に極めて重要な点に触れているものと思います。

緑に触れる機会を多く持って成長する子供たちは、「"故郷"の風景」として「緑が身近にある街」をつくる活動に成人後も無理なく参加するでしょう。

コメント (対応)

○ すみません。P3-4 の「学校・園ごとの"みどり"の取組の促進」の中では校庭の緑化について触れずに、ご指摘のように後ろのP3-10 の「広場の芝生(草地)化や原っぱの整備」の中でまとめて述べています。こうした場合は、相互に参照してもらうように「注釈」を入れます。

なお、校庭の芝生化は、近年、強力な政治的リーダーシップのもとで進められようですが、既に結果が出ていることなどから、その善意の取組を適切に伸ばす立場から今後への留意点などを述べるようにしています。

○ ご意見のように、幼児を含め子供たちへの"みどり"の学習・教育は非常に大切で、幼な子に「お花がきれい。生きものと親しむ。きれいな景色」などを教えておかないと、それらに鈍感な人間に育つとの指摘もあります。

なお、学校と公園を近接させ相乗効果を発揮させることはよいアイデアだと思われますので、そ

学校と公園が接して設けられ、相互の緑花が 共有される事例の出現が望まれます。 の点に触れた記述を追加します。

【開発時の緑花】

2. (P3-2 下から 2 行目)・・・システム (・・緑 化の義務を猶予し、・・) は、前後の文章からも 意味するところが読み取れません。

○ 舌足らずでした。(建築時の緑化実行を適切な 担保のもとに延ばし、かわりに入居者の自発的な 緑花を促す・・)との表現にします。

箕面でも、新興住宅地で義務づけに基づきディベロッパーが行った形式的な緑花を、入居者が引っこ抜いて見事な緑花にやりかえている例があります。つまり効果的な緑化に・・ということです。

【公共用地での保護樹木の指定】

3. (P3-3 上から 12 行目)「保護樹木・樹林」に 指定の拡充(公用地についても・・・):

特定の樹木・樹林が公私いずれの土地にあっても、価値があるか否かの点は変わりませんから、公用地のものは指定しないルールは少し不自然と思われます。

○ 今まで公共用地にあるりっぱな樹木・樹林が伐 採された、されそうになった例があります。

市の関係条例には、公共用地のものを対象外と する規定はありません。世論の後押しを受け、公 共用地のものも指定していく方向付けです。

【街路樹にかかわる住民活動】

- 4. (P3-3 中ほど)"みどりの道"づくりの[内容] の項:
- *・・・管理サイドとの調整システム、住民参加を含む管理ルールづくり。

これらと併せて「街路樹管理活動に参加する住民の数/割合を増加する」ことは極めて重要です。

そのために地域住民への働きかけが欠かせませんから、新たに項目を設けてもよいのではと考えます。

→ 住民が街路樹を自分たちのものと感じて管理に参加するためには公私の情報共有や住民活動の自由度と責任・規律、さらにインセンティブ(金銭に限らず、名誉なども含む)への配慮が欠かせないと考えます。

○ 非常に貴重で具体的なご意見だと思われます。 2/17の「"花とみどり街づくり"フォーラム」でも、住民が愛着と誇りをもっている街路樹では問題があってもクレームが少ないとの紹介がありました。

ご意見の趣旨を汲んで、住民による街路樹の愛護・管理活動を進める項目を追加します。

【花とみどりのデザインなどの行動主体】

5. (P3-6) 花とみどりにふさわしいデザイン&マネージメントの推奨:

この項の[内容]の記述は、アクションをするのが誰かが理解難です。

○ アクション (行動) するのは、市民・事業者 ・行政の全てです。その点を、明記します。

啓発などを通じて考え方を広めることが、まず 大切だと思われます。

【農地の農地としての資産的活用】

6. (P3-8 12 行目)

*農家の立場から農地の農地としての売買支援・ ・・ : 下線部分は農地法に基づき条件が決め られていると理解しますが、何を支援するので しょうか?

また①貸し農園の普及とどのようにかかわる のでしょうか? ○ この項目の趣旨は、農家が農地を(宅地化ではなく)農地のまま資産運用していきたいとのニーズに応えようというものです。

農地法の規制緩和を受けて企業や市民組織などによる貸し農園経営などの可能性が出ていますので、検討が必要です。

ただ、「売買」はややストレートなので、貸借を含め「活用」に表現を変えます。

5. Eさんのご意見・ご提案

ご意見・ご提案 (概要)	コメント (対応)
【マンション敷地の緑地化】 マンション敷地の緑地化	○ マンションや住宅団地などの敷地は、公開されていたり、通りから眺められるケースが多くあります。 ます。箕面には、優れた緑花事例もあります。 したがって、こうした集合住宅の敷地の緑花の 促進の項目を設けます。
【周辺市町村との連携】 箕面市→豊中市→吹田市→大阪北へ。	○ 水とみどりのネットワーク形成には広域的視点が必要というご意見とみられます。そのとおりなので「水とみどりのエコ・ネットワークの形成」(P3-5)に、その視点を加えます。
【冬の緑花】 それぞれの公園、歩道など 春夏秋冬を通じて 花を常に咲かせておく (特に冬)。	○ "冬の緑花"というのは、新たな検討課題ですので、そうした視点に触れます。 厳しい季節に配慮し無理のないように進めることが、大切と考えられます。
【緑花の全体的な調和】 それぞれ個々のグループで実施するが、花、 緑化の全体像を考えた上でする。	○ 重要な視点であり、「花とみどりにふさわしい デザイン&マネージメント」の項で、触れます。

6. Fさん・Gさんのご意見・ご提案

ご意見・ご提案 (概要)	コメント (対応)
【1~2章 全体】 1~2章: 箕面に近年住み始めた者には情報豊かで、こうなってくれれば良いなとの印象でした。	○ ご意見のように、「絵に描いた餅」にしない決意です。
【市街化区域の農村集落】 1-1-②:市街地化区域の農村集落地区での建て詰まり、みどり減少化を防ぐために長期の視点に立った修復的対応が必要には大賛成です。 せっかく残っている箕面の農村集落を残せる法改正へのステップを望みます。	○ 市街化区域の農村集落についても再評価し、味わいある環境や景観を継続したいと考えます。現在は、こうした農村集落への特別の配慮が十分でなく、市民の理解を得ながら対応を促進したいと思います。
【 将来の訪問記】 2-1-(1)①:「訪問記」は読んでいてわくわくします! ポスター、CGなどヴィジュアルに訴えて市民の脳に記憶してもらう方策を!	○ 本当は、「訪問記」はイラストにしたいのですが・・。ご提案は、今後、実現していきたいと思います。
【3章 全体】 3章: 内容には100%賛成です。 その形にしてゆく具体的な方法論には言及できない段階かとは思いますが、逆に理想を言える段階であればこそ、「具体的な方法論の理想」を加えることで、更に、プロジェクトに希望を与えるのではないかと思いました。	○ 個々のプロジェクトの進め方(方法論)の検討はこれからになりますが、全体の進め方、市民・事業者・行政の役割分担の大枠などは、箕面などの今までの取組からほぼ明らかですので、3章の冒頭に示すようにします。

市民のできること、市役所のできること、行政の法改正によってできることを今少しはっきりと表し、こうすれば~ → こうなるんだというビジョンを見たいと思いました。

それを取りまとめていける位置と予算をもて る行政内での部署の設立も示唆してよいのでは ないでしょうか。

市民のできること、市役所のできること、行 〇 市行政の組織対応については、望ましい一般的 での法改正によってできることを今少しはっき 方向を示します。

例えば、現在は政策・公園・道路(街路樹)などと分かれている"みどり行政"の連携強化・一体化、また表裏一体の関係にある"景観行政"との同様の対応、さらには行政とNPOなどの公益的非政府(非行政)機関との"協働体制"の強化などを加えます。

【開発時の緑花】

3-1-(2)-②: (新築時の緑化義務を猶予し) とありますが、義務化は必要と思います。

駐車場のみどりなどは義務化がなければ、緑 化促進はあり得ないと思いました。

大型開発地の街路樹などは長期の管理を考え た数、樹種の慎重な選定の義務化。

- 先のDさんからも同じ指摘がありました。先に 述べたように修正します。
- 大型開発地などの新たな街路樹の樹種などの適切な選定はかなり切迫した課題のようで、既に示している「管理ルール」づくりでの対応を急ぐことなどが望まれます。

【"みどりの道"づくり】

同上③: "みどりの道"づくりは夢が広がります。 車のない歩く道を巡らし、通学、通勤、散歩などに"安全ーみどりー綺麗路"を確保したい。 すでに住宅地や川沿いの遊歩道、農村集落の 路地など、箕面は多様な路地文化が多量に見られるので、それらを意識して繋げるだけで、商 業地ー学校一駅ー山を結ぶ「箕面道」が完成できるはず。 ○ 現在の"みどりの道"の記述は、どちらかというと街路樹を生かした幹線道路のイメージです。 ご提案の歩行者道・遊歩道・歴史的街道・路地・畦(あぜ)道などの"みどりの小道"のネットワークの形成は、箕面らしさを生かした市民にとって好ましいことがらですので、"みどりの道"の一つとして追加します。

【"みどりのデザイン"】

同上⑦:"みどりのデザイン"が語られていますが、なにごとも"デザイン"がキーワードと思います。多額の予算を使っての駅前改装の失敗で示されたとうり、いいなあ、気持ちがいいなあ、と感じさせるデザインコンセプトを具現化する策や、農地、住宅地、市街地のあるべき姿の目に見える打ち出しが必要と思います。

○ "みどりのデザイン"は、個々の花壇などから 街づくりにまで広く及びますが、今、大切なのは "デザイン"重視の考え方で、当面はその普及・ 啓発に努めます。

その中で、"みどりのデザイン"の専門家の意見と広く市民の声とを結びつけた具体の仕組みづくりを研究し実現を目指すことにしたいと思います。その旨、付記します。

【資金作り】

最後に、これら多くの素晴らしいアイデアを 具体化するための資金作りの方策が述べられて いないことが気になりました。

緑化に向けての予算確保には防災、温暖化対 策、子供の教育に絡めること。

市民の参加できる募金集めのチャリティイベントなどへの言及も良いのではと思いました。

○ 確かに資金の問題をまとめて示す必要がありますので、最後の「3-7 "みどりのまち"を目指す仕組みづくり」の中で、「主要プロジェクト」の一つとして基本的な方向を追加します。

具体には"資金の循環"という考えで、"まちなかのみどり"の活動への助成などと同時に、市民や企業からの寄付などを集め、資金の出入りをバランスさせ永続性の確保を目指します。

7. **µさん**(農協関係者/但し、個人として)**のご意見・ご提案**

ご意見・ご提案 (概要)	コメント (対応)
【1~3章全般】	

第1章~第3章を通じ 概ねこの通りだろう 【○ 取組の主体について他の方からも同様のご指摘 なと思いますが、特に第3章のプログラムはこ の通りだが、誰がそれをやるの? 理想形の羅列 としか思えませんでした。

- があり、3章の冒頭に協働して取り組む市民・事 業者・行政の役割分担の大枠などを示すようにし
- 現実的には、コーディネート組織が市民などの ニーズに基づき、"活動づくり(人材・組織づく り)"をどれだけ行うかなどが鍵と思われます。

【農地の減少】

農地の減少が問題にされてますが、一番の原 因は相続ではないでしょうか。(農業収入は少な いが)農地は財産価値が高く、加えて農家は自 宅の敷地面積も大きく、マンションなどの不動 産も合わせると莫大な相続税の支払いになって しまいます。相続税の支払いには農地を換金す るしかなく、相続が発生するたびに農家から農 地が剥ぎ取られてしまいます。

ご意見のように、農地の財産的価値について直 視し検討を進めることがとても大切です。

相続税が農地だけでなく歴史的な建物など、収 益をほとんど伴わない環境的・文化財的な価値が あるものの保全にとって大きな問題となっていま す。農地の減少要因の一つとして相続税問題に触 れます (1章)。

国による農地への相続税の納税猶予などの面で の根本的な改善を期待するとともに、農地を農地 のまま換金化できる方法の充実などにより田園環 境などを保全できるよう検討し進めていきます。

【農業公社など】

市が行う農業公社のあり方については、行政 が農作業を行うという考えではなく、農地の賃 貸借業務を肩代わりして、借りたい人、貸した い人がお互いにもっと使いやすい制度を確立さ せるなどの、大所高所から見たシステムの構築 として捉えてほしいと思っています。

○ 市による「農業サポーター制度」「農業公社」 などについては、意欲的取組として注目し、必要 な連携を行うようにします。

また、必要な場合は、新たな対策の実施や提案 を行います。

【農地の健康福祉面での活用】

農地を適度な農作業を健康維持や生きがいな どの健康福祉面の活用を目指すため健康福祉部 関連事業との、あるいは農産物を学校給食で生 かすために教育委員会とのコーディネートなど、 横断的な行政の力を農業に生かせるような活動 を行っていただきたいと思います。

○ ご提案については100%賛成であり、今後、 その方向で進めていきます。

【宅地の緑地への転用】

農地から宅地の転用だけでなく、宅地から緑 地への転用も検討すべきではないか、隣家を買 い取り、庭や家庭菜園にした場合、市街化区域 内農地のように固定資産税の優遇措置を設けて もよいのではないでしょうか。

○ 重要なご提案だと思われます。宅地の農園や緑 地としての利用については、その継続性がある程 度保証されれば市税である固定資産税の減免など は十分考えられると思います。

今後の検討課題と思われます。

【野生獣による被害、住民とのトラブル】

市内の農家は、山裾部は獣害に悩まされ、街 中は近隣住民とのトラブルで悩まされ、本当に 農業を続けにくい状況に陥っています。

どちらも本当に深刻です。

○ ご指摘のとおり、農家の営農意欲(やる気)に 大きな影響を与えることはよく理解できます。

野生獣による食害防止や、一部の通行人による 農産物などのポイ取り(少量の盗難。通りがかり の出来心によるとみられる) への啓発など防止対 策について、3章に追加します。